

日本交通学会賞規程

1967年10月29日制定

(目的)

第1条 交通に関する優秀な学術的業績を顕彰するため、本会に日本交通学会賞（以下学会賞という）を設ける。

(対象)

第2条 学会賞は、正会員の著書、共著、論文、編者などのうちから選考する。ただし、選考の対象となる業績は、前々年の7月1日からその年の6月30日までに公刊されたものとする。

(1985年11月5日理事・評議員会決定)

(選考委員会)

第3条

- (1) 選考のための選考委員会は、理事・評議員において7名を選出する。
- (2) 委員の任期は、2年とする。

(報告)

第4条 会長は選考委員会の決定にもとづき、総会に報告する。

付則

1. 学会賞は、1968年度より実施する。
2. 学会賞のための資金は、その目的のためになされた寄付金などをもってあて、特別会計とする。